

項目		具体的な取組み	目標	令和2年度の実施状況	令和2年度 の評価 (20段階評価)	令和3年度の実施状況	令和3年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和3年度 の評価 (20段階)
1 児童発達支援事業について								
①	グループ療育の実施	月～金までの午前中に、グループ（1グループあたり4人～10人）に分けて指導。	子どもの発達状態に合わせグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、人間関係や生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	・204日実施（うち25日宣言下での電話対応） ・延べ児童数812人（うち65人宣言下での電話対応） ・午前中に親子グループを実施各グループ4～7名で編成	19	・215日実施（うち25日宣言下での電話対応） ・延べ児童数844人（うち72人宣言下での電話対応） ・午前中に親子グループを実施各グループ4～7名で編成	発達や年齢・障がい等を考慮したグループ編成を行い、一人ひとりに応じた療育により子どもの発達を促すための基礎的な力を育てている。子どもの要求にじっくり向き合い、出来ることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場・関わり方を知る場としての役割も担っている。また、子どもの困り感や気になることを、個別的な視点で職員と一緒に手立てを考えていくことを大切にしている。保護者が子どもを育てることに自信を持てるようになることが一番の目標。 子どもの特徴に合わせた療育を実施。親子での療育は子どもの障がいや発達をつまづきを共通理解できる大切な時間だと考えている。また、その都度家庭での様子を聞いて、保護者のニーズを常に把握するとともに、同じ悩みを持った保護者同士が交流し、気持が分かり合える仲間作りの場となっている。 非常事態宣言下での事業停止中には週1回以上電話連絡をし子どもと保護者の様子を確認するとともに家庭療育へのアドバイスをを行った。年少児の親子Gは昨年度の後期に療育につながった子どもに半期実施している。就園したお子さんが対象であり、園生活と併行しての参加。親子療育の必要性を伝え、親子の時間を過ごしてもらうと共に子への理解を深めてもらっている。子ども支援課の指導の下通常の週に2回の療育を提供しており、利用人数は増加している。事業停止の時期が9月だったので、年少親子療育は10月まで療育を延長した。子どもの成長や様子の変化、適切な活動の提供のため10月にはグループ編成を見直している。 感染症対策として療育の開始時間をずらし、入口を分けて、トイレの時間をずらすなど接触が少なくなるよう工夫した。療育内容も担当職員によるグループミーティングを行い毎月内容についてすり合わせを行った。 子ども支援課の指導の下、親子療育は通常通り2グループで実施した。このため延べ利用人数が増えている。	19
②	個別療育の実施	月～金の午後より、1対1の個別指導と担当職員が1対1で対応するミニG指導を行う。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	・189日実施（うち25日宣言下での電話対応） ・延べ児童数 1,850人（うち291人宣言下での電話対応） ・週1回の個別指導	19	・197日実施（うち25日宣言下での電話対応） ・延べ児童数 1,641人（うち233人宣言下での電話対応） ・週1回の個別指導	保護者のニーズを踏まえた個別支援計画を立て適切に実施。子どもの課題に応じた遊びや活動を通じ、職員との関わりを中心に発達を促す指導に努めた。指導後の時間に、保護者に対し、個別指導中の子どもの気づきや、成長を伝えと共に年齢に応じた必要な情報を提供し保護者の安心に繋がるよう常に努めた。ニーズの多様さ、年齢における課題や、発達の特性を考慮した知識を学びながら療育を実施している。非常事態宣言下の事業停止中には週1回以上電話連絡し、子どもと保護者の様子を確認するとともに家庭療育へのアドバイスを行った。 実施日数は増えているが、延べ児童数は減少している。これは、登録人数が令和2年度開始時47名から令和3年度開始時は44名に減少しているためと捉えている。市の療育体制の見直しにより、個別指導を中心とした療育への変換を実施しており、ことばの教室への移行児童が増えたため、年度当初の個別療育の対象児童が減少した。 市の発達支援システム全体の中で見直しをもって事業を実施し、目標達成時には小集団療育が適切として支援会議に資料を提出し、ことばの教室へ移行(11名)継続2名。	19
③	保育所等訪問支援事業の実施	半年を1クールとし実施。 (4月～9月・10月～3月) 一人につき月1～2回程度	集団生活に適用できるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	・64日実施 ・延べ児童数64名 (一人につき月2回程度実施)	18	・88日実施 ・延べ児童数90名 (一人につき月2回程度実施) 前期 6名 後期 8名	なかよしの利用児童を対象に、集団生活の場である保育園や幼稚園で安定した生活を促進するために、保育所等訪問支援事業を実施。園の職員と共に子どもの成長を確認したうえで半期ごとに対象児を決定。職員間で、児童の姿を統一して捉えられるよう、時間内でクラス担当者や支援担当者や都度コミュニケーションをとり、また文書で報告書を作成し、情報を共有した。 これにより、園側と保護者の支援状況が共通に理解されたと認識。その他、園側の要請や必要に応じ話す時間を設けた。別日に園訪問を行って報告を行う場合、実施回数に換算していないが、21回実施。 緊急事態宣言下での事業は、市と協議のうえで中断した。事業の再開は市の指導のもとを行い、訪問の際は対象園に対し2日前に園の状況を確認し、感染状況を確認すると共に訪問する際の配慮事項について共有した。当日は体調管理を行うと共に検温・手指消毒等感染症対策を徹底し、その一環としてテラスでの対応と聞き取りを中心に事業を実施した。事後の聞き取りを園の状況に合わせて電話での聞き取りも出来るように周知した。 個人情報の取り扱いについての見直しを行い、併せて事業の趣旨説明を行うために市の指導の下概要説明書を作成した。子どもの姿をとらえるために各園に聞き取りを行っている。加えてアセスメントの変更を検討しており、実施に向けて子ども支援課に提案を行った。	19
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成（療育内容の検討）	年に2回（4月、10月）、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子どもひとりひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（月1回、適宜）	17	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（月1回、適宜）	保護者ニーズを確認し、子どものアセスメントを行い個別支援計画に反映。 発達段階の共通理解を図り、できることから取り組めるように長期・短期の目標を立て、よりわかりやすい言葉で保護者に伝えている。子どもが出来る・出来ないで判断するのではなく、関わる大人がどのような支援を行うことが子どもの成長につながるかを伝え、療育で取り組む指針としている。計画を作成することで、職員は取組の方向性が確認でき、保護者も支援の具体的な方法を知り、家庭で実行することで子どもの成長に繋げている。 ケース会議を行なうことで、職員間でケースの分析と把握、及び共通理解を図り、個別支援に繋げた。 「支援計画と実際の療育についての関係がわかりにくい」という意見がアンケートの中で見られたので、支援計画を説明する際には担当ではない職員が託児をしながら丁寧に伝えるようにした。個別支援計画を療育に反映しやすくするため、かつ、国のガイドラインに合わせるための様式変更はひまわりの児童発達支援管理責任者とともに検討を重ね、令和4年度当初からの使用を目指す。	18
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を用い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	・167日実施 延べ人数434人	19	・171日実施 延べ人数400人	作業療法士による個別訓練(身体・手先の使い方についての指導)を一人に対し基本月1回実施。個々に応じた特別支援計画書を作成し、保護者同意のもと実施。未就園児についてもグループ療育に入るのではなく、個別で訓練を実施(必要性に応じ親子療育にも参加)し、一人一人に丁寧な評価指導を実施。それらの情報を、特別支援計画やケース検討会・日々の連絡を通じ指導員に伝えることで、指導の方向性を共通理解し、きめ細かい支援に繋げた。 緊急事態宣言中は電話での対応であり、実施人数を療育として計上している。感染症対策のため使用したものは指導終了後速やかに消毒を行って実施した。 契約児童の減少により延べ人数は減少しているが、変わらずサービスを実施した。	19
⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の指導を行う。	・175日実施 延べ人数449人	19	・173日実施 延べ人数407人	専門職を配置し、未就園児、就園児ともに個性性を重視する観点から親子療育の中に入るのではなく、個別指導を実施。個々に応じた特別支援計画を作成し保護者同意のもと実施。ことばの面から子どもをとらえ、コミュニケーション、理解力、表現力の向上を目指した支援を実施。言葉の発達について困り感を持つ保護者が多く、ニーズは高い。個に応じた検査を実施し、分析結果を職員と共有することで質の高い療育を提供した。特別支援計画やケース検討会・日々の連絡を通じ指導員に伝えることで、指導の方向性を共通理解し、きめ細かい支援に繋げた。 摂食指導のない期間、保護者の要望があった場合に、STの指導の一環として摂食指導を行った。 指導は、使い捨て手袋とフェイスシールドを使用し、着衣の消毒を行うなど、感染症対策に十分留意した上で行った。 指導後は、保護者に対し、口腔内の構造・口腔機能の評価・食べる様子の確認などのアドバイスをを行った。	19

⑦	摂食指導の実施	双葉保育園で調理された給食を提供 各グループ週2回利用。(1回は対 職員、1回は保護者と)	給食は1日15食を限度として、市 があらかじめ定めた保育所で調理 したものを提供。給食の配送は指 定管理者が行う。	・弁当での摂食指導の実施 ・延べ実施人数35人 ・日数 22日	18	・弁当での摂食指導の実施 ・延べ実施人数41人 ・日数 40日	子どもが成長する為に大切な指導の一つであり、子どもを捉える上でも重要な支援と考えている。特に、食の幅の広がりや意欲、気持ち の面、姿勢の保持や操作等、発達全体に繋がる。 感染症対策と食中毒予防のため4・5・7～9、3月は実施していない。双葉保育園からの給食の提供については感染症予防の観点より実施 せず、弁当持参での実施。双葉保育園からの給食の提供は子ども支援課との協議を重ねたが、現在の衛生管理などの観点より実施でき ないこととなった。摂食指導の再開については、その必要性について保護者に伝えるとともに、感染リスクや弁当持参による負担があるの で、保護者の希望を確認しての実施。 従来はグループでの実施であるが、感染症対策として一人ずつでの実施で、職員はフェイスシールドやエプロンをつけ、保護者への関りを 中心として行う。冷蔵庫の使用や電子レンジでの加熱等衛生面には引き続き配慮した。摂食指導への要望は高く、コロナ禍での制限のあ る中での実施にも保護者は協力的で、食への向き方を含め困り感に寄り添う事ができた。	19
⑧	指導員と利用者等との個別 懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示を しながら、今後の支援について保 護者と話をする。	子どもひとりにつき年3回以上実 施。子育て不安の軽減や子育て環 境を整えるため、保護者が抱える 悩み、児童の状況把握を行い、心 理的な側面からの支援や具体的 なアドバイスを提供する。	・グループ懇談2回、職員との個別 懇談2回実施。 ・療育の実施毎に話をする	18	・グループ懇談2回、職員との個別 懇談2回実施。 ・療育の実施毎に話をする	子どもだけでなく家族支援を視野に入れて相談を行っている。 個別懇談は、親子・個別療育のいずれでも時間を設け相談に応じている。 グループ懇談では、家庭での様子を聞くことで、同じグループの保護者同士がお互いの子どもの理解を図ることができた。 懇談を通じ、親の様々な思いを聞くことで、適切な支援に繋がった。 さらに、アンケートを実施することにより、保護者の思いや要望等を把握する機会を設け、サービスの向上に努めている。 コロナ禍において、懇談の時間や場所も限られるので、時間内で対応ができない部分は、ノートでのやり取りや電話での対応も行った。	18
⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭 訪問を実施し、子どもの状況を把 握する。個別療育終了時にフィード バックを含む保護者支援の時間を 設ける。 必要に応じて訪問支援を行う。	計画的な訪問支援（家庭、保育 園、幼稚園、保健センター）を実 施する。	・家庭訪問は実施せず ・保育園・幼稚園訪問10月～12月	17	・家庭訪問は実施せず ・保育園・幼稚園訪問6月～7月・ 12月	親子・家族が安心して育ち合えるように、非常事態宣言中も電話連絡を行い、家庭での過ごし方について聞き取りを行い、必要に応じて支 援を行った。療育再開後も感染症対策として家庭訪問は行わなかったが、より丁寧に家庭や園での話を聞いた。関係機関との連携として の園訪問は園生活が初めての子どもには実施し、療育内容にも反映させることで保護者への具体的な支援を提供することができた。幼稚 園の先生の訪問は夏休みに受け入れ、情報を共有するとともに支援方法について共通理解した。その他、必要に応じて子ども支援課を 通じ園での様子をうかがって療育に反映させた。	17
⑩	保護者を対象とした研修会 の実施	保護者が療育や障害に関してより 理解を深めるために、研修会を実 施する。	年2回以上実施する。	・年中年長児勉強会（就学関連） 年2回（6/29、2/15） ・臨床心理士による勉強会・相談 会（11/26、1/28） ・義肢装具士による子どもの靴と 健康に関する相談会（10/22、 11/12） ・就園交流会 年1回（9/4） ・保護者勉強会 年1回以上 （大湫病院/関医師12/13） 合同子育て講演会【中止】	19	・年中年長児勉強会（就学関連）年2 回（6/21、2/24） ・臨床心理士による相談会 （10/5、11/25） ・就園交流会 年1回（9/8）【中止】 ・保護者勉強会 年1回以上 （大湫病院/関医師12/19） （臨床心理士水野9/30）【中止】 ・教育相談室後藤教諭による就学相談 会（8/13）	保護者ニーズの高い研修会（①専門的な支援、②就学に関する勉強会、③子育てに関する講演会等）を計画的に行なうことで、より深い 子どもの理解や対応の知識を習得するとともに、就学への不安解消等に対応し、子育てにより前向きに取り組める環境づくりに積極的か つ継続的に努めた。 出席者が多くなるよう、保護者の意見を取り入れ、職員による事前検討会を多くし、かつ、事前アンケートを取る等内容も精査した。 コロナ禍において制限のある中で、必要な時期に必要な情報を得てもらうために、感染症対策を講じつつ、不特定多数が集まる勉強会 は避けるため、参加者を限定したり、個別相談として実施した。 9月に予定していた就園交流会と保護者向け勉強会は中止とした。しかし、就園については必要な時期に必要な情報であるため、先輩保 護者から電話で話を聞いて資料を作成し、参加予定の保護者に配布した。臨床心理士の勉強会は個別で相談会に案内するなど丁寧に 対応した。	19
2 相談・検診・育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業へ の参加	保健センター事業である1歳半健 診、ワンパク教室への参加。	ワンパク教室1（月1回）	・ワンパク教室（1） 月1回参加	17	・ワンパク教室月1回参加	ワンパク教室（フォローアップ教室）では、関係機関と情報共有し職員として参加することの意味や役割について保健センターとカンファ レンスを重ねる等、各関係機関と連携して保護者支援に努めた。また、子育て支援・発達支援の両視点から参加親子に関わることで療育の 必要性の見極めにも繋がった。 職員の参加により保護者と面識が持て、新規利用者に対する不安を軽減できる効果もあった。	17
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発 達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・指導員によるKIDS検査、個別療 育の中で保護者からの聞き取りに よる検査を実施。 ・言語療法士によるLCスケール 検査	18	・指導員によるKIDS検査、個別療 育の中で保護者からの聞き取りに よる検査を実施。 ・言語療法士によるLCスケール 検査	KIDS検査（KIDS検査：発達段階を簡易に検査する。質問の項目に○×をつけ、○の数で計算する）は、保護者と共に子どもの姿 を把握でき、支援目標の目安となるため、確実な実施により個別支援計画の作成に役立てている。 言語聴覚士により、LCスケール、S-S法、構音検査（模倣・カード呼称・単音節による検査）専門的な検査を実施。作業療 法士により、JMAP（感覚運動検査）・フロスティグ視知覚機能検査、臨床観察を実施。これら専門職による検査は必要の ある子どもに対し実施。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接 相談及び見学の受け入れ 保健センターの乳幼児健診での発 達及び療育相談	面接、相談を受けた親子に対して のフォローを行う。	年間延べ 16件実施 健診等で、療育が必要だと判断さ れた子どもへの対応として面接、 相談を受ける。	18	年間延べ 11件実施 健診等で、療育が必要だと判断され た子どもへの対応として面接、相談 を受ける。 卒園・終了・移行児の相談に応じる 年間延べ 6件	療育の利用に関する面接・相談を実施。市の発達支援会議で療育機関を決定できなかった検討児も併せて面談を実施。不安の 中で来所されるので、通園に繋がるように、保護者からの聞き取りを重要視し、保護者の不安な気持ちを受け止め、困り感や ニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心がけた。見極めとしてひまわりで面談を20件行った。特に市の発達支 援委員会の会議への参加がなくなった後期から見極めとしての相談が増えた。 卒園・移行・終了に際し、子どもの力を認めつつも不安を感じられる保護者のために相談の時間を設定し周知した。保護者の 不安に寄り添うと共に成長を確認し支援のための相談先と一緒に考え、必要に応じて関係機関に連絡を行った。	19
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の 専門家を招いて療育を行い、指導 員及び利用者に対してより専門的 な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施するこ と。	・療育研究会（園内研）年2回実施 7/8【台風のため中止】保母教諭 （特別支援学校） 10/27関医師（大湫病院）	17	・療育研究会（園内研）年2回実施 7/2保教諭（精華小学校） 11/16関医師（大湫病院）	積極的な研修を通じ適切な療育や支援の方法を学び、充実した療育を提供することを目的としている。外部講師による助言は、療育の検 証に繋がり、専門的な知識を得ることができる機会となっている。実施前には、プロフィール・アセスメント・個別支援計画・指導案の作成を 園内で検証を重ね、どの職員も主体的に参加出来るようにしている。感染症対策として支援学校からではなく精華小学校の保教諭に講師 として来ていただいた。11月の園内研では感染症対策を行うことで、他機関から関係する方々にも参加いただいた。丁寧な検証を行う事 ができ、就園先の検討にも役立てる事ができた。	17
⑤	保護者に対する研修会の実 施			講演会（2回） 12/13 保護者向け講演会大湫病院 関医師 19名 1月 子育て講演会 【中止】	18	講演会（2回） 9/30 保護者向け講演会 水野香 代発達心理士【中止】 12/19 保護者向け講演会大湫病院 関医師 27名	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、連携と学びの 機会とするとともに、子育てや発達支援に関する理解の促進を図った。 保護者の気持ちに寄り添いながら、発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶ良い機会となっている。 講演会参加者は減少しているが、実施後に受診に繋がった家族も多い。 感染症対策で、広い会場を利用するため総合福祉センターを活用して実施した。聴覚障害の保護者の参加があったので、市の 福祉課を通して手話通訳を依頼した。 託児を行い、保護者が参加しやすい環境を提供。講師の了解を得て、講演内容を録音し託児のために出席できなかった職員、 希望の保護者にも聴講の機会を提供し、CDの貸出を実施。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目		具体的な取組み	目標	令和2年度の実施状況	令和2年度 の評価 (20段階評価)	令和3年度の実施状況	令和3年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和3年度 の評価 (20段階)
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する	臨床心理士による勉強会・相談会（11/26、1/28） ・義肢装具士による子どもの靴と健康に関する相談会（10/22、11/12） ・就園交流会 年1回（9/4）	18	臨床心理士による勉強会・相談会（10/5、11/25） ・教育相談室後藤教諭による就学相談会（8/13） ・就園交流会 年1回（9/4）【中止】	専門家による相談や指導は、保護者にとって大切な機会であるとともに、そこで得る情報は職員のスキルアップの機会ともなり、療育の充実につながっている。 感染症対策のため、個別の相談会を実施した。子育ての悩みなど、保護者の要望もあり、 <u>昨年度に引き続き臨床心理士を療育相談の講師として依頼した。また、就学については個人的な相談事項になるので個別相談会を実施した。</u>	18
②	療育サポート	一時預かりによるサポートを実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間60人実施 緊急的なサポートとして実施。	19	年間118人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者や、きょうだいの都合で療育が途切れないことを目的としている。家族の支援や協力をうけることもできない場合もあるため、この独自のサービスは必要不可欠と考えている。 きょうだいの下校時間と療育が重なるなど希望者が定期的に利用したため増加している。また、個別療育中の待合室が狭いので利用人数を制限し、長期休暇などのきょうだい対応で施設外で過ごすため、サポートを利用される保護者は増えている。	19
③	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等で緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	旭ヶ丘児童センター 各月1回【中止】【参加見合わせ】	(16)	旭ヶ丘児童センター 月1回 11・12・1月参加	子育てに緩やかな配慮や支援をもとめている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。 前期は対象児が少なかったことと療育プログラムにより参加を見合わせたが、後期は参加し、 <u>子育てへの不安や生活上での困り感に対して療育的観点から具体的な相談を行った。</u>	17
④	地域との連携	地域住民の方も巻き込んだお祭りを実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民も参加できる機会を設ける。	発達支援センターなかよし ふれあいまつり 1 1/21【中止】 療育ボランティア（託児）【見合せ】	(18)	発達支援センターなかよし ふれあいまつり 1 1/20【中止】 療育ボランティア（託児）【見合せ】	地域住民の方々に施設の概要を知ってもらうためにも、住民の方が参加しやすいような「お祭り」を実施している。しかし、感染症対策のため、不特定多数が集まるイベントは中止している。 途切れない療育を行いたいと考えており、きょうだいの託児を地域のボランティアにお願いし、保護者が通所児の療育に専念出来るようにしている。しかし、感染症対策のため外部からの訪問者は制限しているので、お願いできなかった。一旦1月にボランティア利用に向け、きょうだい児の確認や保護者の意向を取るなど依頼をするよう動き始めたが、感染症の再拡大のため中止となった。きょうだい児も療育の中で過ごしていただき、家族の育児環境へのアドバイスを行う事ができた。ボランティアには電話や年賀状、保護者会からの手紙など経過や状況の説明をし理解をいただいている。	(18)
⑤	関係機関との連携	関係機関との会議や研究会・研修会に参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	・多治見市発達支援委員会1回/月 ・多治見市就学支援委員会 ・教育委員会との保育園幼稚園巡回訪問（6・7月） ・通級指導教室（4/13・8/24・3/15・3/15） （8月には研修会講師として派遣） ・多治見市保育研究会支援児部会（夏には研修会講師として派遣） 【5月・1月は中止】 ・子育て相談会(9/28) ・子育てネットワーク会議 ・医療的ケア児の有識者会議（12/25）	18	・多治見市発達支援委員会1回/月 ・多治見市就学支援委員会 ・教育委員会との保育園幼稚園巡回訪問（6・7月） ・通級指導教室（4/12・7・8月【中止】・11/12・3/14） （8月には研修会講師を予定） ・多治見市保育研究会支援児部会（5/19・6/25・11/5・1/25・9月【リモート】（夏には研修会講師を予定） ・子育て相談会(5/18) ・子育てネットワーク会議 ・医療的ケア児の有識者会議（9/6） ・保健センターとの連携（適宜） ・岐阜県障害幼児研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加（令和3年度は事務局担当）	市の子ども支援課・教育委員会等の支援児に関わる会議・研修会・研究会に参加している。 多治見市の子育てから療育の支援体制・就園・就学・就学後の長きにわたって途切れない支援を行うために、職員を派遣し、関係機関との情報交換を行う。要請のあった研修会には日頃の療育・指導の専門性をいかして講師として研修を行っている。 コロナ禍で中止された会議もあるが、参加可能な会議には、少人数で、体調などに注意し、感染症対策を十分に行って参加した。 コロナ禍での研修では、リモートによるものも多く、参加方法を学びながら参加し、アウトリーチとしてもリモートを活用した。 通級指導教室研修会では言語聴覚士の講話を予定していたが、中止になったので資料の提供を行った。 <u>東濃地区障害児指導方法研究会では事務局として地域の事業所と共に会を運営し、公開療育は感染症対策と個人情報対策のため資料を作成して地域の学びを保証した。</u>	19
⑥	専門職員の派遣事業	保育園・幼稚園へ作業療法士・言語聴覚士を派遣して相談を行う	常勤で配置されている専門職員を活用した地域との連携	公立幼稚園・保育園に1回ずつ訪問	18	公立保育園OT・ST 4/30 私立幼稚園OT 7/7	支援児部会など、現場での専門職の指導や、研修後の相談を受けることがあり、地域でのニーズがあることを受け計画した。 子ども支援課と検討し実施方法・日数・時間を決め、子ども支援課より園長会を通じて相談・派遣の流れについての説明をしてもらった。同時に発達支援センターなかよし・ひまわりでの専門職会議で、実施方法や相談・派遣の流れを伝達し、相談内容と支援についての具体的な対応などの確認をし、地域分担を行った。 令和3年度には2件の相談（どちらも食事についての相談）があり、園と直接日程を決め訪問し、 <u>アドバイスをを行い、その場で報告書を作成した。報告書を市の子ども支援課に提出して報告とした。</u>	18